

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の 活用に係る事業者等からの事業計画を募集します

横浜市は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用に向けて、横浜市における事業計画を作成します。計画作成にあたり、本交付金の活用を希望する事業者等に対し、事業計画を募集します。

1 事業目的

横浜市では、Zero Carbon Yokohama の達成に向けて、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。今回、市内の温暖化対策の更なる推進に向けて、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、国交付金という。）の活用に向けて事業計画（以下、横浜市事業計画という。）を作成します。

計画作成にあたり、本交付金を活用し、横浜市内での事業実施を希望する事業者等に対し、事業計画を募集します。

2 対象事業

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・交付対象事業となる事業 重点対策対象事業）に記載されている要件を満たす事業（横浜市内で実施する事業に限る。）

ただし、横浜市内公共施設を対象とする事業は除きます。

3 募集対象者

対象事業を実施する者（施設所有者では無い場合は、施設所有者との共同提出とすること）

なお、以下に掲げる者は対象外とします。

- ・暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人又は団体
- ・市税の滞納がある者

4 実施条件等

- ・横浜市は、市内の民間施設等において事業を実施する事業者等に、国交付金を活用した間接補助事業（以下、本事業という。）として、補助金を交付します。
- ・本事業は、横浜市事業計画が国の採択を受けた場合に実施をします。横浜市事業計画が採択されなかった場合には本事業は実施しません。
- ・本事業の実施期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- ・間接補助上限額は総額で5億円です。また、各事業の補助上限額は横浜市事業計画に記載されている金額になります。ただし、当該年度の予算編成状況等により、間接補助額が上限額以下となることがあります。
- ・その他の詳細は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱及び実施要領等の他、今後横浜市内において策定予定の交付要綱に定めるものとします。

5 スケジュール

- 令和4年11月30日（水） 計画提出締切
- 令和4年12月 提出事業者に対し横浜市から内容確認
横浜市事業計画への記載可否の通知
- 令和4年度中（予定） 国へ横浜市事業計画の提出
国による審査
- 令和5年4月以降 計画に基づく補助金申請の受付開始、各事業の実施

6 計画の提出

- 様式に必要事項を記入の上、電子メールにて問い合わせ先までご提出ください。
提出期限：令和4年11月30日（水）午後5時まで
- 計画を提出いただいた後、横浜市より提出事業者に対し事業内容の確認をいたします。確認の結果、国実施要領を満たしていない等の理由により、横浜市事業計画への記載を見送らせていただく場合がございます。
- 補助金額の上限を超える応募があった場合は、事業の実現性や実行性を考慮の上、横浜市事業計画への記載を判断します。
- 横浜市事業計画へ記載され、令和5年度以降に補助金を活用する際には、別途本市への交付申請が必要となります。

7 参考資料

国の交付要綱等は環境省ホームページをご確認ください。

URL：<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>

8 問い合わせ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

電話：045-671-4155

電子メール：on-project@city.yokohama.jp

お問合せ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 松下 功 Tel 045-671-2636